



Osaka Gakuin University Repository

Title	国際組織の国際法人格の理論と実際 (一) International Legal Personality of International Organizations: Theories and Practices (1)
Author(s)	東 恭介 (Taisuke HIGASHI)
Citation	大阪学院大学 法学研究 (OSAKA GAKUIN LAW REVIEW), 第 42 巻 第 2 号 : 29-57
Issue Date	2016.3.31
Resource Type	Article/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

国際組織の国際法人格の理論と実際 (一)

東 泰 介

はじめに

I 国際組織の国際法人格の概念

1 国際法人格の定義

2 国際法人格の根拠

II 国際組織の国際法人格に関する議論の展開

1 国際行政連合の国際法人格

2 国際連盟の国際法人格

III 国際連合の国際法人格

1 「国連損害賠償事件」

2 国際司法裁判所の勧告的意見

(1) 国連の請求権とその根拠としての国際法人格

(2) 国連の職員に関する保護権と黙示的権限(以上本号)

3 裁判所の勧告的意見の検討

(1) 勧告的意見の意義

(2) 勧告的意見の問題点

4 勧告的意見の影響

IV 国連以外の国際組織の国際法人格

1 普遍的国際組織

2 地域的国際組織

3 国際商品組織

おわりに

はじめに

国際組織の法的地位は、国際組織法のもっとも基本的な問題の一つである。国際組織が法的にどのような位置を占め、どのような資格ないし能力をもち、あるいは責任を負うのかという問題と密接に結び付いているからである。¹⁾そのため、国際組織の法的地位は、国際組織の出現とともに、さまざまな形で論じられてきた。

国際組織の法的地位には、国際法上の地位と組織の構成員である国家や非構成員である国家の国内法上の地位がある。国際組織の国際法上の地位がより重要であることは、いうまでもないが、国内法上の地位の重要性もこれに劣らない。国際組織の活動の相当な部分が当該組織の構成員である国家、または非構成員である国家の領域内で行われ、活動の影響が国家にも及びうるからである。いずれにしても、国際組織の法的地位、とりわけ国際法上の地位を明確にすることが求められる。

国際組織の国際法上の地位に関しては、次のような事項の検討が必要である。第一に、国際組織の国際法上の地位の一般的・形式的な要素である国際組織の国際法上の人格ないし国際法上の主体性である。²⁾第二に、国際組織の国際法上の地位に関する次のような個別的・具体的な事柄である。これには、国際組織の国際法上の権利義務や国際的な場での行為を行う能力ないし権能、すなわち国際法上の行為能力、さらに、国際組織の国際違法行為から生じる国際責任などがある。国際組織の国際的な行為能力に関しては、組織の機関が設立条約や関連文書、機関の規則や決定などに基づいて行使する権限も重要である。これらの事項の検討を通じて、国際組織の国際法上の全般的な地位が

明らかになる。

本稿では、国際組織の国際法上の独自の存在を示す要素としての国際組織の国際法人格について論じる。従来から議論の多いこの法人格概念の意味内容をたんに明らかにするためではない。国際組織の法的地位を包括的に考察するための、いわば基礎的作業として行うのである。とはいえ、この国際組織の国際法人格については、やはり、その概念を明確にして、法的性格や根拠とともにその本質的な要素を確認する必要がある。国際組織の法的地位をめぐる問題を複雑にしている最大の要因として、国際法人格の概念が明確にされないまま議論されていることがあげられる。⁽³⁾

このような観点から、まず、国際組織の国際法人格概念を検討する。つぎに、国際組織の歴史的な発展過程で生じた国際行政連合や国際連盟などの国際法人格に関する議論の推移をみることにする。そして、国際連合の国際法人格について、憲章の起草過程における対応に触れて、国際組織の国際法人格をめぐる議論にきわめて大きな影響を及ぼしてきた、一九四九年の「国際連合の職務中に被った損害賠償」に関する事件（以下、「国連損害賠償事件」とする）に関する国際司法裁判所の勧告的意見を検討する。⁽⁴⁾ そのうえで、国際組織の設立条約における関連規定から国際組織の国際法人格に関する実行をみることにする。

I 国際組織の国際法人格の概念

1 国際法人格の定義

国際組織の「国際法人格」(International legal (or) juridical personality, Personnalité juridique internationale, Internationale

Rechtspersönlichkeit) という用語は、一般に国際組織の国際法上の主体性、より具体的には、国際法上の権利義務を享有する資格をさすものとして用いられる。⁽⁵⁾ 国際法上の権利を享有し、義務を負担する地位をさしているといってもよいであろう。国際法上の権利義務をもつ者は、「国際法人格者」であるが、国際法人格は、このような国際法人格者の国際法上の権利義務の担い手としての資格ないし地位を示すものである。国際法上の権利義務の担い手は、一般に国際法関係の当事者を意味する「国際法の主体」と呼ばれ、このような国際法関係の主体としての性質は、「国際法上の主体性」と表現される。したがって、国際法人格は、国際組織の国際法関係の主体ないし当事者としての資格や地位を示す概念でもある。⁽⁶⁾

国際組織が国際法人格をもつことは、すでに明らかなように、国際組織が国際法上の権利義務の担い手、つまり国際法の主体であることを意味する。⁽⁷⁾ 言い換えれば、国際組織が当該組織の構成員である国家とは別個の独自の国際法上の人格者であって、国際法の主体として国際法上の権利を享有し、義務を負担する資格ないし能力をもつことを示すのである。いづれにしても、国際法人格は、本来、ある法的実体の国際法上の地位を形式的・抽象的に示すものであり、具体的な国際法上の権利義務や国際的な行為を行う法的能力とは直接の関係のない法理論上の概念である。⁽⁸⁾

2 国際法人格の根拠

もう少し敷衍すれば、国際組織の国際法人格は、基本的に国際組織が国際法上の権利や義務をもつことが拠りどころになる。もちろん、国際組織の国際法上の権利や義務は、すでに存在するものだけでなく、新たな権利や義務を生じさせる条約の締結や使節の派遣・接受などの国際法上の行為や違法行為に対する国際責任に関しても生じる。国際

組織の国際法人格に関して組織の権利・義務だけでなく、国際法上の行為能力や責任能力も絡めて論じられるのはこのためである。

しかし、重要なことは、国際組織の国際法人格は、当該組織が享有する国際法上の権利（義務）能力や行為能力、責任能力をもつことの結果であり、いわば、これらの帰結として認められるにすぎないということである。⁽⁹⁾ 国際組織の国際法人格から国際法上の権利や義務、法的行為などを行う能力が生じるわけではない。したがって、「国連損害賠償事件」に関する勧告的意見で国際司法裁判所が示した判断や、これに触発された論者の国際組織の国際法上の行為能力を当該組織の国際法人格の帰結として導く議論には、大きな問題があるといわなければならない。このような議論では、国際組織の国際法人格と権利能力、とりわけ行為能力の因果関係に関して不可避的に循環論法に陥ることになり、具体的に国際組織のどのような国際法上の権利義務や行為能力から国際法人格を導き、逆にこの国際法人格からどのような国際法上の権利義務や行為能力が生じるのかということが明らかではないからである。⁽¹⁰⁾

国際組織の国際法人格の根拠に関連づけていえば、この国際法人格の存在を決定するのは一般国際法である。国際法秩序における国際組織法の原理であると言ってもよいであろう。⁽¹¹⁾ とはいえ、法人格の概念は、すべての法秩序に内在する基本概念の一つであり、共通の本質的要素をもつものであることが理解されなければならない。従来、国際法の生成・発展を国家中心主義の立場から捉えて、国際組織の成立とその法的地位や能力の基礎を国家の意思に求め、国際組織の国際法人格の根拠を設立条約、あるいはより直接的に、組織を設立した国家の意思に基づく傾向が強かった。国家を主たる構成員とする国際社会の実情と国際法が発達してきた経緯から、やむを得ない事情があり、理解できるが、国際組織の法的地位や能力などに関して、基礎をなす事実的な要素を法的原理として論じていたこと

は、見直される必要がある。いずれにしても、国際組織の国際法人格の存在は、多数の国家の行為に法的効果を生じさせる国際法の作用、法を創造する主体の事実的な行為に法的効果を生じさせる国際法と国際組織法の原理によって客観的に把握されるべきものである。⁽¹²⁾

II 国際組織の国際法人格に関する議論の展開

1 国際行政連合の国際法人格

国際組織が国際法上の人格をもつか否かという問題は、まず、一九世紀の後半から設立されるようになった国際行政連合に関して提起された。国際法の主体を国家に限定する伝統的な国際法の観念のもとでは、国際行政連合の国際法人格を積極的に認める論者は少数であった。一八九七年にフェドッツィ (P. Fedozzi) は、伝統的な国際法の立場を維持しつつ、国際行政連合の国際私法上の人格を認め⁽¹³⁾た。フジナート (G. Fusinato) は、一九一四年に国際農業研究所 (International Institute of Agriculture) を真の国際的法人格者であると主張した⁽¹⁴⁾。しかし、ノイマイヤー (K. Neumeyer) は、国際行政連合の国際法人格を明確に否定した。そして、国際行政連合は、実定法の観点からは国内法上の法人 (personnes morales) か、あるいはそのようなものでさえないかのいずれかにすぎないとした⁽¹⁵⁾。

国際農業研究所に関しては、一九三一年にイタリアの破棄院が国際法人格を認めて、国内法的レベルに止まるものの、学説的な見解に実際の根拠が与えられた。破棄院は、研究所の職員の解雇から生じた補償問題をめぐる「国際農業研究所対プロフィール」事件の上告審判決において、同研究所が国際行政連合である国際的実体であり、所在国と

の関係が国際法によって規律される国際法人格者であるという判断を示した。⁽¹⁶⁾ なお、一九二八年七月二八日に、国際連盟と研究所の間で協力のための合意覚書 (Memorandum of Agreement) が締結された。⁽¹⁷⁾

2 国際連盟の国際法人格

第一次世界大戦後の国際連盟 (以下、連盟とする) の設立は、この機構の国際法上の主体性ないし国際法人格に関する本格的な論議を巻き起こす契機となった。⁽¹⁸⁾ 連盟が歴史上、はじめて普遍的な政治的機構として立ち現われたことと、国際社会の平和と安全を維持するための集団安全保障制度に絡むものを中心とする、従来考えられなかったようなさまざまな大きな権限を与えられたことによる。

連盟規約には、連盟の国際法人格に関する明確な規定はなかった。したがって、国際法学者の間でも、連盟が国際法人格をもつか否かがかなり広範に議論された。そして、若干の論者は、連盟が国際法人格をもつことを否定した。しかし、多数の論者は、連盟が国際法人格をもつことを積極的に認めた。連盟の国際法人格を積極的に容認したオツペンハイム (L. Oppenheim) は、連盟の法的地位について次のように述べた。

「…連盟は、国際法の主体、さまざまな国家と同じような国際人格者のようである。連盟と構成員である連盟国のそれぞれの権利や義務は、大部分が連盟規約で規定されている。しかし、連盟は、すべての点で特殊な国際人格者 (une personne internationale sui generis) であり、他のいかなる主体とも比較できないような国際法の主体であることを際立たせる必要がある。(中略) 連盟は、国家ではなく、特定の領域をもたず、統治すべき国民をもたないで、国家主権の意味での主権をもたない。しかし、連盟は、特殊な国際的人格者として、一般的に主権国家に

よってしか行使され得ないようなさまざまな権利の主体である。⁽¹⁹⁾

オッペンハイムは、連盟の法的地位に関するこのような判断を連盟規約とヴェルサイユ条約に基づく連盟の目的や権限などから導いた。とりわけ、連盟の使節権、ザール盆地や委任統治領に関する権能、ダンチツヒの保護権、紛争当事国への介入権、少数民族を保護するための連盟国の国内問題への介入権、戦争と平和を宣言する権限などを判断材料とした。⁽²⁰⁾

国際連盟の出現は、その他の国際組織の法的地位に関する見解にも大きな影響を及ぼした。第一次世界大戦後に設立された国際決済銀行 (IBS) やドイツの賠償委員会などに関しても、国際法上の人格ないし地位を認める見解が明らかになった。例えば、連盟が国際法上の人格者であると認めたウィリアムス (J. F. Williams) は、国際決済銀行についても、「国際法人」(international body corporate)、ないし「国際法人格者」(personne juridique internationale) という名称が与えられようと述べている。そして、国際決済銀行についても、国内的及び国際的な権利・義務をもつ特殊な (sui generis) 法人であると⁽²¹⁾した。

連盟の国際法人格を国家として最初に明確に認めたのはスイスである。スイス政府は、一九二二年に連盟との間で連盟の自国における法的地位や職員の特権免除に関する「暫定協定」(Modus Vivendi) を締結した際に、連盟が国際法人格をもつことを確認する提案をしていた。そして、一九二六年に同国と連盟との間で締結された改正暫定協定の第一条には、国際連盟の国際的人格に関する次のような明確な規定が盛り込まれた。

「スイス連邦政府は、国際連盟が国際的人格と法的能力をもっており、国際法の規則によれば、原則として国際連盟の明示的な同意がないかぎり、スイスの裁判所で訴追されないことを認める。⁽²²⁾」

このように、多くの国際法学者が連盟の国際法人格を認めただけでなく、連盟本部のあったスイス政府も明確に認めた。スイス以外の連盟国が連盟の国際法人格をどのように判断していたのかは明らかではないが、一九二六年の暫定協定は、同年九月二〇日に連盟理事会で承認されたので、連盟の国際法人格は、連盟国によって受け入れられていたとみてよいであろう。⁽²³⁾

III 国際連合の国際法人格

1 「国連損害賠償事件」

国連憲章には、国際連合（以下、国連とする）の国際法上の人格に関するいかなる規定もない。一九四五年のサンフランシスコ会議で国連憲章が起草・採択された際に、国連の国際法人格について規定すべきか否かが検討されたが、結局見送られた。憲章で国連の国際法人格に関する規定を設けないことで、この組織が超国家的性質をもつのではないかという論議が生じるのを回避したといわれている。⁽²⁴⁾ 国連の国際法人格に関する規定を憲章で設けても、国連が加盟国とは別個の国際法の主体であることを示すだけであり、国際法人格と超国家的性質とはまったく無関係であるが、国際連盟に関して超国家的なものではないかという論議があったことを考慮したらしい。いずれにしても、憲章で国連の国際法人格ついて規定しなかったのは、意図的なものであったことがわかる。

しかし、国連の創設後間もなく、その国際法人格が明確にされることになった。一九四八年九月一七日に、エルサレムで国連パレスチナ調停官 (Mediator) のベルナドッテ伯爵 (Count Folke Bernadotte) が、イスラエル軍の支配地

区を通行中に、ユダヤ人の過激派集団によって暗殺されたことが契機となった。調停官に同行していた国連監視員 (United Nations Observer) のセロー (André Serot) 大佐も殺害された⁽²⁵⁾。

国連総会は、同年の第三会期に事務総長の覚書を受けて、まず、第六委員会で対応策を集中的に審議した。そして、同委員会が提出した決議に基づき、一二月三日の本会議で、決議二五八(Ⅲ)を全会一致で採択し、国連がこのような事件に責任を負うべき政府に対して損害賠償を請求できるか否かについて国際司法裁判所の勧告的意見を求めた⁽²⁶⁾。裁判所は、一九四九年四月一日の「国連損害賠償事件」の勧告的意見で、国連がこの事件で被った自らの損害と犠牲者またはその者を通じて権利をもつ者のために、加盟国か非加盟国かを問わず、責任を負うべき国家に対して、国際的な請求を行う能力をもつことを認めた⁽²⁷⁾。これに関連して、国連の国際法人格の存在を明確に示した。国連の国際法人格を中心とする裁判所の判断の主要点は、以下のようなものである。

2 国際司法裁判所の勧告的意見

(1) 国連の請求権とその根拠としての国際法人格

裁判所は、まず、国連が国際的な請求を行う能力をもつか否かは、憲章が国連に加盟国に対して国連自身の権利を尊重するよう求め得るような地位を与えられているか否かであるとの判断を示した⁽²⁸⁾。そして、この問題に答えるためには、憲章が国連に加盟国との関係で持っている権利を尊重するよう加盟国に対して求め得るような地位を与えているか否かを調べなければならないとした。裁判所によれば、これは、国連が「国際的人格」(international personality, *personalité internationale*)をもつか否かに他ならなかった⁽²⁹⁾。国連憲章に国連の国際法人格に関する規定がないため、

裁判所は、憲章が国連にどのような性格を与えているかということに着目した⁽³⁰⁾。そして、一九四五年六月に国連が設立され、その目的や原則は、憲章で規定されているが、国連がこれらの目的を達成すべく国際場裡で活動するために、国際法人格をもつことが不可欠であるとした⁽³¹⁾。裁判所の見解では、一九四六年の「国際連合の特権と免除に関する条約」は、署名国とこの機構の間の権利義務を生じさせたが、「国際的な場と国際的な人格をもつ当事者の間以外でどうしてこのような条約が作用するのか理解することは困難」であった⁽³²⁾。そして、裁判所は、次のような判断を示している。

「裁判所の意見では、この機構は、権利や任務を行使し、享有することが想定されており、実際にそうしているであって、これらの権利や任務は、大幅な国際的人格 (a large measure of international personality, une large mesure de personnalité internationale) をもっていることと、国際的な場で活動する能力に基づいてのみ説明され得るものである。この機構は、現在のところ最高の形態の国際組織であり、もし国際的人格が欠如していれば、創設者たちの意図を遂行することはできない⁽³³⁾。」「したがって、裁判所は、この機構が国際的人格者 (an international person, une personne internationale) であるとの結論に達する⁽³⁴⁾。」

もっとも、裁判所によれば、国連が国際法人格をもつことは、この機構が国家と同じであるとか、その法人格や権利と義務が国家のそれらと同じものであることを意味せず、いわんや超国家的なものであるということではなかった。国際法人格が意味したのは、国連が「国際法の主体であって、国際的な権利・義務をもち、国際請求を提起することによってその権利を守る能力をもつ」ということであつた⁽³⁵⁾。

裁判所は、国連の国際的な権利から、この機構がその職員の職務遂行中に受けた障害で被った損害に対する賠償を

得るために、責任のある国家に対して請求できるような権利が生じているかどうかについて、次のように述べている。国家は、国際法によって認められた国際的権利と義務のすべてをもつが、この機構のような実体 (entity, entité) の権利や義務は、「その構成文書で明示または黙示されているか、実行を通じて発達した目的や任務に依存する。」この機構の任務は、国際的な場で五八ないしそれ以上の外務省との共同行動にかかっているとすれば、効果的に遂行できないものである。したがって、「加盟国は、その任務の遂行に必要な国際的請求を行う能力をこの機構に与えようと結論」した。⁽³⁶⁾

しかし、本件では、国連の職員が非加盟国で職務を遂行中に殺害されたため、裁判所は、国連が事件に責任を負うべき非加盟国に対して損害賠償を得るための国際的な請求を行うことができるか、それとも、当該非加盟国は、国連の国際的な請求を行う能力を否認できるかという問題に答えなければならなかった。この難問に直面した裁判所は、詳細な論証を省略して、この場合にも国連が請求権をもつことを認める観点から、次のように述べた。

「国際社会の大多数を構成する五〇カ国は、国際法に従って国際的請求を行う能力とともに、たんにこれらの国のみによって認められたのではない、客観的国際人格 (objective international personality, une personnalité internationale objective) をもつ実体を創設する権限をもっていた。」⁽³⁷⁾

(2) 国連の職員に関する保護権と黙示的権限

国連の国際法人格には直接関係しないが、裁判所は、本件の勧告的意見で国連が犠牲になった職員、または職員を通じて権利をもつ者が受けた損害に対して請求を行う能力をもつか否かという問題についても、積極的な判断を示

した。⁽³⁸⁾ 要点を簡潔に示せば、裁判所は、国家が他国の国際違法行為によって損害を被った自国民に関して行使できる国際法の伝統的な規則に基づく外交的保護権と対比させつつ、国連が職務の遂行中に国家の国際義務に違反する行為によって損害を被った職員に関して「機能的保護権」(right of functional protection, droit de protection fonctionnelle)をもつことを認めた。⁽³⁹⁾

裁判所は、この国連の職員に関する機能的保護権の根拠を探り、憲章には国連にこのような能力を与える明示的な規定がないことを認めて、国連の任務に関する憲章規定やこの任務に関する職員の役割が、損害を被った職員を保護する権限を国連に与えていることを意味するか否かを検討した。そして、「憲章は、明示的に規定していないが、この機構は、このような権限をもつとみなされなければならない」とし、この「権限は、国際法上、その任務の遂行に不可欠なものとして、憲章で必然的な含意 (necessary implication, consequence nécessaire) として国連に与えられている」という判断を示した。⁽⁴⁰⁾

国連の職員に関する機能的保護権を明確に認めたこの判断は、以後、国際組織の設立文書に明示的な規定がなくても、当該組織がその目的の達成と任務の遂行上必要な権限は、暗黙に認められているという、「黙示的権限説」の有力な理論的根拠を提供することになった。⁽³⁹⁾ なお、裁判所は、職員が無国籍である場合と職員が国籍国の行為によって損害を被った場合も想定していた。裁判所は、犠牲者の職員の国籍国が職員に関して外交的保護権をもち、国連の機能的保護権と競合する可能性を否定しなかったが、その場合でも、一般条約や協定で調整することが可能であるとした。⁽⁴¹⁾

〔註〕

(一) 国際組織のこのような地位は、しばしば“legal status”と表現される。Schemers, H. G., *International Institutional Law*, vol. II, (1972), pp.622-629. Scheremers, H. G., & Blokker, N. M., *International Institutional Law*, 4th Rev.ed. Martinus Nijhoff (2003), pp.987-994, 88 1562-1571. Bekker, P.H.F., *The Legal Position of International Organizations: A Functional Necessity Analysis of their Legal Status and Immunities*, Martinus Nijhoff (1994), pp.6,51-53. しかし、ワイスベルグ (G. Weissberg) は、“status”を国連の国際法人格ととみて、“条約締結権、国際平和と安全の回復、維持、特権・免除、国際請求の支援などの国際的な法的能力ならし権能に關しても用いている。The *International Status of the United Nations*, Oceana / Stevens & Sons (1961), pp.10-32, 33-77,78-105,106-140,141-169,170-200.

ベッカーは“国際組織のこのような法的地位を示す用語として“legal status”より広い意味をもち“legal position”が適していると云う。Bekker, *ibid.*, note (1), p.51. ルナルとトマン・ヌッフエルが主として“legal status”より広い意味をもち“legal position”が適していることと同じ意図である。Lenaert, K. & van Nuffel, K., *European Union Law*, 3rd ed. Sweet & Maxwell (2011), p.951. 本稿における“position”の組織の国際法上の地位は、国際法人格という一般的・形式的な意味における地位とともに、国際組織の権能ないしは権限と国際責任という個別的・具体的な意味における地位を含むものとして論じている。

(二) 国際組織の国際法上の地位は、二〇世紀初頭には、もっぱら国際法の主体ないし国際法上の人格者としての観点から議論された。詳細は、IIの本文と註を参照。これは、その後も続いている。Seidle-Hohenveldern, I., *The Legal Personality of International and Supranational Organizations, Revue Egyptienne de Droit International* (以下では、*Régyp.D.I.*と略す), vol.21, (1965), pp.35-72, at p.35. Mugerwa, N., *Subject of International Law*, Sorensen, M., (ed.), *Manual of Public International Law*, Macmillan (1968), pp. 247-310, at pp.257-260. Reuterswärd, R., *The Legal Nature of International Organizations, Nordisk Tidsskrift for International Ret og Jus Gentium (Nord.TIR)*, vol.49, (1980), pp.14-15. 国際司法裁判所の WHO と エジプト間の協定の解釈に關する一九八〇年十二月二〇日の勧告的意見におきつゝ「国際組織は、国際法の主体 (International organizations are subjects of international law, L'organisation internationale est un sujet de droit international) であり、そのようなものとして国際法の一般の規則、憲章または当事者となっている国際協定で課されているいずれかの義務によって拘束されている。」とした。WHO が意見を要請したが、裁判所が応じなかった。「武力紛争時における国家の核兵器使用の合法性」に關する一九九六年七月八日の勧告的意見においても、「国際組織が国際法の主体であつて、国家と異なり、一般

的な権能 (competence) をもたないことを指摘する必要はほとんどない。」と述べている。Interpretation of the Agreement of 25 March 1951 between WHO and Egypt, Advisory Opinion, *ICJ Reports, 1980*, pp.89-90, para.37. Legality of the Use by a State of Nuclear Weapons in Armed Conflict, Advisory Opinion, *ICJ Reports, 1996*, p.78, para.24.

国際連盟の設立後、国際組織の国際法人格に関する議論が徐々に一般化し、国際連合の設立後、本格的に行われるようになった。ファスベンダーの以下の論文は、国際組織の国際法上の主体性を中心に論じた比較的新しい例である。Vasbender, M., Die Völkerrechtssubjektivität internationaler Organisationen, *Osterreichische Zeitschrift für öffentliches Recht und Völkerrecht (ÖZaRV)*, vol. 37, (1986), pp. 17-49.

(3) 国際組織の国際法人格に関する議論を錯綜させている要因の一つに、国際法人格の概念やこの用語の意味内容が論者によって異なっており使用されていることがある。国連の国際法人格の存在をめぐる議論は、後述する、一九四九年四月一日の国際司法裁判所「国連損害賠償事件」の勧告的意見で「一応決着したが、勧告的意見は、やむに複雑な問題を提起してきている。Injuries Suffered in the Service of the United Nations, Advisory Opinion, 11 April 1949, *ICJ Reports, 1949*, pp.2-219.

周知の通り、法人格の概念の使用には、従来からもネカム (A. Nékam) による強い批判があり、国際法の分野に関しては、オコネル (D.P. O'Connell) の現状を冷静にとらえた指摘もある。Nékam, A., *The Personality Conception of the Legal Personality*, Harvard University Press (1938)。ネカムは、法人格に関する議論の歴史的展開と内容を詳細に検討して「この概念を使用しないことを主張した。彼によれば、法人格の理論は、「法的現象の科学的な意見としては、その基礎がまったく不正確で根拠がなく、その帰結 (results) を誤解させるもの」であった。また、人ではない権利主体を「法人格者」と呼ぶことにも異議を唱えて、「法的実体」(legal entity) の概念の使用を提唱した。Ibid., pp.120-124。オコネルは「国内法学がこの(法人格に関する)問題に傾注していたまさにその時期に、法人格に関する議論を回避できたのに、国内法が論争に飽き飽きしている時に、この問題に直面しているのは奇妙なことであると述べていた。O'Connell, D.P., *International Law*, vol.1, Stevens & Sons & Oceana (1965), p.89.

しかし、この概念の使用は、「国連損害賠償事件」以来、国際組織の法的地位に関してむしろ一般化しており、この概念を使用することの適否を論じる段階ではない。むしろ、議論しなければならないのは、勧告的意見以来生じている概念上の混乱を整理し、さらに展開されつつある議論における恣意的ともみえる使用に歯止めをかけることである。ただ、国際組織の国際法人格に関する錯綜

する議論の現状をみると、ネカムの提言を検討する価値はあるかもしれない。

(4) *Ibid.*

(5) Schermers, *op.cit. supra*, note (1), p.625. Broches, A., International Legal Aspects of the operations of the World Bank, *Revue des Cours de l'Académie de droit international de La Haye* (RCADI), vol.98, (1959-III), pp.316-317. Bin Cheng, *ibid.* Remish, *ibid.*, p.13.

「法人格」と「法人格者」(legal person, personne juridique, Rechtsperson)の直接の語源であるラテン語の *persona* は、演劇で使用する仮面 (*mask*) とこれから転じて演劇における役割をさすようになった、発音も酷似するギリシャ語の *ὑπόσωρον* (*propon*) に由来するらしい。ローマ法では *persona* は、後に訴訟手続における「政務官、審判人、原告、被告等」の法的な内容をもつ用語として用いられたという。恒藤恭「法律意識における人格者概念(二・完)」『法学論叢』第三卷六号(一九三〇)、五一―五二頁。恒藤恭『法人格者の理論』弘文堂書房(一九三五)、四一―〇頁。Nijman, E.J., *The Concept of International Legal Personality*, T.M.C. Asser (2004), Preface, vii. 参照。

(6) 恒藤、前掲論文(一)、『法学論叢』第三卷一号(一九三〇)、一九―二〇、二五頁註一。同、前掲論文(二・完)、『法学論叢』第三卷六号、(一九三二)、八一―九二頁、八二―八三頁。同、前掲書、二二―二七、一五九―一六〇、一八六―一九七、二二七―二二〇二頁。いずれにしても法人格の概念は、国際法上の権利義務や法的行為の種類や内容、範囲を量的に示す定量的な意味を含まない。

(7) 註(2)を参照

(8) ワイスベルグは、「学術的用語、法的な擬制、法の人為的創造物」とであると評しているが、国際法人格と国際法人格者の国際法と国際組織法の基本概念としての重要性に影響するものではない。Weisberg, *op.cit. supra*, note (1), p.21. なお、以下では、可能な範囲で「実体」ないし「法的実体」という用語も使用する。裁判所も国連に關して“an entity, 《une entité》”を使った。[CJ], *Reports*, 1949, *op.cit. supra*, note (3), pp.180,185. Schermers & Blokker, *op.cit. supra*, note (1), p.985, §. 1559.

(9) 権利能力や行為能力は、もともと国内私法上の概念である。国際法の領域では、従来から権利や能力、権能、権限などの用語がかならずしも明確に区別されずに使用されている。法律上の「能力」には、権利義務の主体となる資格をさす権利能力と法律行為を行う能力をさす行為能力がある。権利能力は、権利を享有しうる法律上の資格をさす。正確には権利を享有し、義務を履行すべき

地位が問題になるから、権利・義務法力であるが、たんに「権利能力」とされている。もちろん、法的な実体には、公法上の権利能力もありうるが、近代法における私法上の権利関係が重視され、公法上の権利を享有する地位に関する一般的な法理が存在しないこともあり、公法上の権利能力の観念は発達しなかった。

「行為能力」は、法律行為を単独で完全に行いうる法的な能力ないし資格をさす。権利能力者が個々の権利や義務を取得するための主要な手段となるのが法律行為である。法律行為は、権利義務の取得や喪失をもたらすものであり、行為能力は、権利能力の存在を前提としている。したがって、権利能力のない者には、行為能力はない。しかし、行為能力をもつ者には、必ず権利能力が備わっている。もっとも、権利能力者が単独で完全な法律行為をなすためには、意思能力と行為能力を必要とする。末広藤太郎・田中耕太郎責任編集『法律学辞典』岩波書店、第一巻（一九三四）、六五四―六五六頁、第二巻（一九三七）、六六四頁。我妻栄編集代表『新版 新法理学辞典』有斐閣（一九六八）、二三四、二四七、二五二、八八八頁。末川博編『全訂 法学辞典』日本評論社（一九七六）、二五二―二五三、二六五―二六六頁。

行為能力と「権能」や「権限」の区別は難しいが、国内法では、私法上の典型的な行為能力として、契約の締結、動産・不動産の取得と処分、訴訟の提起がある。国内法の概念や法理を国際法の領域で類推・適用することには慎重でなければならぬ。しかし、国際法の多くの規則やそれらを含む制度が国内法の規則や制度の類推、拡大・縮小などの必要な変更を加えて適用されてきたことは否定できない。事実、国連憲章第一〇四条と「国際連合の特権及び免除に関する条約」（「国連特権免除条約」）第一条、「専門機関の特権及び免除に関する条約」（「専門機関特権免除条約」）第二条は、それぞれ国連と専門機関が加盟国における法人格をもつことを明示的に規定し、次の能力（英語、フランス語、スペイン語では、*capacity, capacite, capacidad*）をもつことを定めている。(a) 契約を締結すること、(b) 不動産及び動産を取得し、及び処分すること、(c) 訴えを提起すること、である。わが国の公定訳では、これらの用語は、「能力」であるが、条約の正文である中国語版の本文では、明確に「行為能力」となっていて、行為能力の概念は公認されているとみてよいであろう。重要なことは、国際法と国内法の違いを考慮にいれて理論構成をすることである。

国際法では、国際法の主体の権利能力や行為能力に関する確立した用語法はない。上記のように、国連憲章や国連特権免除条約、専門機関特権免除条約の関連規定では、国連などの加盟国の国内法上の行為能力を示すものとされている。本稿では、国際法上の権利能力と行為能力を以下のような意味で用いる。権利能力は、国際組織を含む国際法主体の国際法上の権利義務をもつ資格をさし、

行為能力は、条約の締結、職員の保護、使節の接受や派遣、領域の管理や統治、軍隊の保持・運用、国際的な訴訟の提起、国際責任などを享有し、負担する能力ないし資格をさすものとする。そして、国際組織の内部機関の設置や内部的秩序の維持、機関の設立文書やその他の文書に内部的規則、実行などに基づいて確立されているその他の能力ないし権能については、「権限」(power competence)の方がより適しているように思われるので、基本的にこの用語を用いることにする。

英米法では“capacity”は、行為能力をさす場合が多い。フランス語の《capacité》もほぼ同様の意味で用いられるが、行為能力は、《capacité juridique》とも表現される。ドイツ語では、“Geschäftsfähigkeit, Handlungsfähigkeit”である。英米法系の国際法学者はこの用語を国際法上の権利能力に近い意味で用いたのは、ビン・チェンである。Bin Cheng, Introduction to Subject of International Law, Beijing, M., (gen ed.) *International Law: Achievements and Prospects*, Martinus Nijhoff (1991), pp.23-40. 論文では、以下のようにな“capacity”を国際法人格の概念と関係づけて、権利や義務をもつ能力をさすものとして用いている。

“International legal personality is simply legal personality under the international legal system. It is the status enjoyed by subjects of international law, denoting their capacity to bear rights and duties under international law. By rights and duties of international law are meant strictly legal rights and legal duties, under rules of international law, directly possessed by, or incumbent upon, the subject concerned. In other words, international legal personality means being the direct addressees of rules of international law.” *ibid.*, p.25.

他方、ビン・チェンは、条約締結権や違法行為能力のような典型的な行為能力に属するとみられる行為にづいて“capacity”ではなく、“right”を用いている。“right of treaty”, “right to bring international claim, to sue and be sued in the international plane”, “right to be directly responsible for any breach of one’s own legal obligations (Deliktstfähigkeit)”などである。*ibid.*, p.38. スヘルメルスは、国際組織の国際法上の行為能力を“Capacity to act under international law”と表現している。彼は、この国際法上の行為能力として、他の「国際法主体を承認する権利」もあげている。Schemers, H.G., *The International Organizations*, Beijing, (gen. ed.), *ibid.*, pp. 73-76.

「国連損害賠償事件」の勧告的意見手続において事務総長の代理人 (Counsel) として国際司法裁判所で陳述を行ったフェラー (A.H. Feller) は、国連の国際法人格の存在を論じて、「法人格の本質は、権利を享有し義務を負担する能力である。」(“The essence of legal personality is the capacity to enjoy legal rights and assume duties.”) である」として、“capacity”をやはり権利能力をさすものとして扱った。そして、「国際連合と呼ばれる国際法人格(者)は、同様に一般国際法と条約国際法から生じる権利を享有する。」と述べ

た。Statement by Mr. Feller, Counsel for the Secretary-General, Annexe aux Procès-Verbaux, Cour Internationale de Justice, *Mémoires, Plaidoiries et Documents, Réparations des Dommages subis au Service des Nations Unies*, Cour Internationale de Justice (CIJ), 1949, pp.70-93, at p.76.

ドイツ法系の国際法学者は、従来から「国際法上の権利能力」(völkerrechtliche Rechtsfähigkeit)と「国際法上の行為能力」(völkerrechtliche Handlungsfähigkeit)の用語を使い分けていた。Kortz, H., *Grundfragen der völkerrechtlichen Rechtsfähigkeit und Handlungsfähigkeit der Staaten*, Verlag für Staatswissenschaften und Geschichte G.m.b.H. (1934), pp.45-55, 56-72, 135-143. Heydt, F. A., *Völkerrecht*, Springer Verlag (1958), pp.91-96. Verdross, A., *Völkerrecht*, 5te Neubearbeit. & Erweit. Aufl, Springer Verlag (1964), p.190.

ライニンシュは、国内法や国際組織の設立条約、本部協定、特権免除条約、裁判所、著述家などが用いている legal (juridical) personality や legal (juridical) capacity について、このようにいう。「ほとんどの場合、personality は、特定の法秩序における法の主体としてのある実体の存在に関するより基本的な概念として理解されている。これに対して、capacity は、よりしばしば、人格をもつ実体が保持する特定の法的権能 (specific legal powers) を示す、人格の資格 (a qualification of personality) であるともなわれている。」もともと、法人格や能力などは、諸国の様々な法律制度に深く根ざした概念であり、定義の仕方や適用にも違いがあるとして、諸国の裁判所や法理論における用語法は、用心して扱うべきで、根底にある考え方を容易に移し替えられるとは考えられないとして、慎重に対応する必要性を述べている。Reinisch, A., *International Organizational Before National Courts*, Cambridge University Press, (2000), pp.14,71.

わが国では、国際組織の「権利能力」を論じた著作に山本章二『国際法』有斐閣(一九八五)、一〇九―一二四頁がある。同書では、国際組織の条約締結能力を国際法上の権利能力としている。八八、一一七頁。しかし、本稿では、国際組織の条約締結能力を典型的な国際法上の行為能力とみる立場から論じる。

国際司法裁判所は、一九四九年の「国連損害賠償事件」の勧告的意見で、国連の国際請求を行う能力を“capacity to bring an international claim”, «la qualité pour présenter une réclamation internationale」と表現して、“capacity”に対応するフランス語には「《capacité》ではなく、《qualité》を用いた。裁判所は、国際請求を行う能力を“competence”とも表現したが、フランス語ではやはり《qualité》を用いた。いずれにしても、国連の国際請求を提起する能力を国際行為能力とみていた可能性がある。」*ICI Reports, 1949, ibid.*, p.177. なお、同事件において国連事務総長を代表して一九四九年三月七日に裁判所で陳述したケルノ (J. Kerno) 事務次長補

は、以下のようにも陳述した。

「…われわれの意見では、サン・フランシスコで憲章を作成した人びとは、独自の国際人格をもつ国際組織を創設した。国際人格は、国際的性格に不可欠な若干の権利を含み、とくにこの不可欠な権利の中に、国連を代表して任務を遂行している組織の職員が損害を被った場合に彼らを保護する権利をもつのである。」Exposé du Dr. Ivan Kemo, Cour Internationale de Justice (CIJ), 1949, *ibid.*, p.51.

国家の場合は、長い歴史的背景と形態や主権概念に基づく法的地位などの近似性から、国際法主体性ないし国際法人格とほぼ共通する国際法上の権利能力や行為能力の因果関係を無視して論じてもさほど違和感是与えない。しかし、その歴史や規模、目的や任務が異なり、多様性を特徴とする国際組織を国家と同列に論じることができない。

- (10) この見解では、国際法人格をもつ実体、国家と国際組織は、同一の国際法上の権利義務と行為能力をもつことを認めなければならないが、裁判所が同事件で示した国家と国連の国際法上の権利義務は同じではないという正当な判断と相容れない。*ICI Reports, 1949, op.cit. supra, note (3), p.9.* また、裁判所が世界保健機関 (WHO) による武力紛争における核兵器の使用の合法性に関する勧告的意見の要請を退けた際に示した、国際組織の法的能力は、「専門性の原則」(principle of speciality) によって規律され、組織の任務によって異なるという類似の判断とも整合しない。*ICI Rep. 1996, op.cit. supra, note (2), p.78.* 人権の国際的保障の動きの中で、個人にも一定の国際法上の権利義務が認められつつあり、個人の国際法主体性したがって、国際法人格も否定しがたくなっているが、いまでもなく、個人には国家や国際組織のような条約締結能力や使節の派遣・接受能力などはなく、条約などで特別に認められている場合は別にして、国際請求を提起する能力もない。

- (11) Kelsen, H., *Principles of International Law*, 2nd ed. Tucker, R. W., (rev. & ed.) Holt/ Rinehart & Winston (1966), p.573. これは、彼の国際法と国内法の一元論とは関係がなく。Schermers, H. G. & Blokker, N. M., *op.cit. supra, note (1)*, pp.985-986, §8, 1559-1561. Cheng, B., *op. cit. supra, note (4)*, p.23.

- (12) 国際組織を設立し、国際法上の権利能力や行為能力、責任能力などを付与するのは国家であり、その意味で国際組織の国際法人格を生じさせるのは国家であるが、国際組織の国際法人格の有無を決定するのは国際法である。条約を締結するのは国家や国際組織であるが、条約の有効性や法的効果を生じさせるのは、条約法という国際法の規則であることと同様である。付言すれば、「国連

損害賠償事件」が示すように、国際組織の設立条約に当該組織の国際法人格に関する明示的な規定がなくても、組織の国際法上の権利や義務、国際的な行為などから国際法人格が認められるという事実もこのような判断を間接的に裏付けるものである。

(13) Fedozzi, P., *Gli enti collettivi nel diritto internazionale privato, con speciale riguardo al diritto di successione*, Fratelli Drucker (1897), p.120. 他方で、国際行政連合は、主権をもたないとして、国家のような国際法の主体であることを否認したという。国際法の主体性と国家主権を結び付ければ、そのような判断ならざるを得ない。当時の国際社会における国家の地位とその権利義務関係が、主権を中心に判断されていたことが窺われる。国際行政連合や国際決済銀行、賠償委員会、国際連盟の国際法人格をめぐる議論については、ワイスベルグの簡潔な記述がある。Weissberg, *op. cit. supra*, note (1), pp.19.

(14) Fusinato, G., *La personalità giuridica dell'Istituto internazionale di agricoltura, nel quale ricordava che la convenzione internazionale da cui era nato l'Istituto aveva riconosciuto a questo personalità giuridica internazionale*, *Rivista di Diritto Internazionale (RDI)* (2), vol.8, (1914), pp.154-155. もっとも、彼も国際法の主体になれるのは国家だけであるとしており、どこでも国際法人格と国際法の主体との区別がみられる。このような傾向は、国際連盟の設立後にも見られた。しかし、ジオート・ピントールは、国家だけが国際法人格者であって、国際連盟などは、たんに国際法の主体にすぎないというまったく逆の主張をした。Siotto-Pintor, M., *Les sujets du droit international autres que les Etats*, *RCADI*, vol.41, (1932-III), pp.251, 299.

(15) Neumeyer, K., *Les Unions Internationales*, *Revue de Droit International (RDI)*, (1), vol.2, (1924), pp.356-357. ワイスバーグによれば、アンツィロッチェイは、一九〇四年と一九二二年の著作で、それぞれ国家以外に国際法の主体が存在することは想定できず、国家間の相互関係を規律するために国家の集合的意思で設置される国際法の觀念そのものからして、この法の主体は国家であり、国家だけであると述べていた。Weissberg, *op. cit. supra*, note (1), pp.23. もっとも、アンツィロッチェイは、一九二八年の著作で国家主権と国際法人格や国際法の主体の概念を結び付けることの誤りを指摘した。Anzilotti, D., *Corso di diritto internazionale*, 3rd ed., vol.1, Athenaeum (1928), 『国際法の基礎理論』(二)又正雄訳(一九七二)・一七二―一七三頁参照。

(16) International Institute of Agriculture v. Profili, *Court of Cassation*, 26 February 1931, *Annual Digests of International Law Reports (ADILR)*, vol.5, (1929-30), Case No.254, pp.413-415. *RDI* (2), vol.23 (1931), p.386. Whiteman, M., *Digest of International Law*, US Government Printing Office, vol.1, (1963), p.46. 一九三〇年六月二〇日にイタリヤは、同研究所の特権・免除に関する法律を制定した。 *Ibid.*, p.415.

- (17) Hobson, A., *The International Institute of Agriculture: An Historical and Critical Analysis of its Organization, Activities and Policies of Administration*, University of California Press (1931), pp.231-236, 344-345.
- (18) 連盟については、その法的な性格も大きな論議の的になった。多くの論者は、連盟を「超国家」(Super State) であるといふ少数説を否定し、「国家連合」(confederation) であるとした。コービットもその一人であった。Corbett, P.E., What is the League of Nations, *British Yearbook of International Law (Brit.YIL)*, vol.24, (1923), pp.147-148. アンソイロッチェイは、連盟を連邦国家と同様にみなした。一又訳「国際法の基礎理論」前掲書、一六七―一七二頁。連盟を超国家とみることに反対したウィリアムスは、連盟を「国家連合」(Confederation) と呼ぶことにも異論を唱えた。そして、連盟がそのような特質を持たないとして、「国家」(State) や「連邦」(Federation)、「国家連合」(Union of States) などの名称を与えようとにも反対した。Williams, J.F., *Some Aspects of the Covenant of the League of Nations*, Oxford University Press (1934), pp.38-44. 連盟は、国内私法上の類推をすれば、法人 (corporation) のような性質を持つこととした。 *ibid.*, pp.42-43.
- 連盟の国際法人格の問題は、アメリカなどにおいて連盟の超国家的性格に関する懸念を引き起こした。この問題は、第二次世界大戦後の国際連合の設立の際にも生じた。
- (19) Oppenheim, L., *Le Caractère essentiel de la Société des Nations, Revue générale de Droit International Public (RGDIP)*, 2me Sér. vol.1, (1919), p.234-244. 連盟の国際法人格のその他の肯定論者として、以下のような専門家があげられる。オッペンハイム、ラルノード、クラウス、ルジエー、フォーション、レズロップ、レイ、シュッキンク、ヴェーベルク、シュトルプ、フライシユマン、リスト、フェアドロス、アンソイロッチェイ、クンツ、マクネアー、ローレンス、コービット、ローター、パタなどである。Larnaudé, M.F., *Société des Nations, Impimerie Nationale (1920)*, p.4. Kraus, H., *Vom Wesen des Völkerbundes*, Deutsche Verlagsgesellschaft für Politik und Geschichte (1920), pp.12-13. (そのほか、連盟の国際法人格への直接の言及はなし) Rouquier, A., *La Première Assemblée de la Société des Nations, RGDIP*, vol.23, (1921), p.200. Fauchille, P., *Traité de Droit International Public*, tom.1, Première Partie, Rousseau (1922), pp.215-216. Redshlo, R., *Théorie de la Société des Nations*, Rousseau (1927), pp.1-14. Kay, J., *Commentaire du Pacte de la Société des Nations*, Recueil Sirey (1930), pp.63-64. Schücking, W. & Wehberg, H., *Die Satzungen des Völkerbundes*, Band 1, 3 neubearbeitete und erweiterte Auf. F. Vahlen (1931), p.103. Liszt, F., Freischman (ed.), *Das Völkerrecht*, Springer Verlag (1925), pp.392-393. Verdross, A., *Die Verfassung der*

Völkerrechtsgemeinschaft, Springer Verlag (1926), p.111. Strupp, K., *Grundzüge des positiven Völkerrechts*, 5. Aufl. L. Röhrscheid Verlag (1932), pp.52-53. Kunz, J., *Die Staatenverbindungen*, W. Kohhammer (1929), pp.504-505. Oppenheim, L. & McNair, A.D., *International Law*, 4th ed. Longmans, Green & Co. (1928), pp.321-322. Lawrence, T. J., *The Principles of International Law*, Macmillan (1928), pp.77, 79.

ローレンスは、連盟を「特殊な国際人格者」であるとしたオッペンハイムの著作を引用して、国家連合 (Staatenbund) でも連邦国家 (Bundesstaat) でもなく、「異例の国際人格者」(an anomalous international person) であるとした。*Ibid.* Oppenheim, L.-Lauterpacht, H., (ed.), *International Law*, vol.1, Longmans (1963), p.384. 立作太郎「連盟規約論」(一九三二)一六、一八一—四一頁。

連盟の国際法人格の否定論者は、ホル・マコウスキー、フーバーなどであった。立も連盟の法人格に消極的であった。Hall, W.E., *International Law*, 8th ed. Oxford University Press (1924), p.32. Makowski, L., *La Situation Juridique du Territoire de la Ville Libre*, *RGDP*, vol.30, (1923), p.216. Huber, M., *Die konstruktiven Grundlagen des Völkerbund Vertrages*, *ZfV*, vol.12, (1923), pp.11-12. 立、前掲書一八頁。

(20) Oppenheim, *RGDP: ibid.*, pp.239-240. オッペンハイムは、連盟の国際法人格の存在を国際法上の権利や義務とともに、国際法上の行為能力とも絡めて認めたのであり、正しい判断であったといえよう。しかし、コーベットは、連盟の国際法人格を認めつつ、連盟がもつとされたこれらの権限について個別に吟味して、連盟は厳密にはこれらの権限をもっていないと主張した。Corbett, *op.cit. supra*, note (18). なお、オッペンハイムの見解は、イギリス政府が「国連損害賠償事件」の際に国際司法裁判所に提出した「国連の国際法人格の存在を詳細に論じた陳述書で言及されている。陳述書は、このフランス語版の論文に言及していないが、彼のその後の著作における連盟の国際法人格に関する記述の原典とみられる。Written Statement Presented by the Government of the United Kingdom under Article 66 of the Statute of the Court and the Order of the Court dated 11th December 1948, *Memoires, Plaidoiries et Documents, Réparation des Dommages subis au Service des Nations Unies*, *Avis Consultatif du 11 Avril 1949*, note 3, *ICJ Report*, 1949, *op.cit. supra*, Note (3), pp.26-28.

(21) Williams, J.F., *The Legal Character of the Bank for International Settlement, American Journal of International Law (Am.JIL)*, vol.24, (1930), p.418, note 13.

(22) 一九二一年の暫定協定は、スイスのモタ (G.Motta) 連邦政治局長と連盟のドラモンド (E. Drummond, Sir) 初代事務総長の間で同年七月一九日と一〇月二四日の交換書簡で結ばれた。事務総長は、スイス政府が書簡で提案した連盟の国際法人格に関する規定

を時期尚早であり、さらに検討したいと回答していた。一九二六年の暫定協定は、同年九月二〇日に覚書 (Note) の形で連盟理事会に提出して承認された。Hill, M., *Immunities and Privileges of International Officials: the Experience of the League of Nations*, Carnegie Endowment for International Peace (1947), pp.126, 129, 134, 137-138. *League of Nations Official Journal (LNOJ)*, 7th Year, No.7, 1926, pp.1407, 1422-1424.

(23) 一九二七年二月二日に常設国際司法裁判所 (PCIJ) は、「ダニューヴ河ヨーロッパ委員会の管轄権」に関する勧告的意見において、同委員会の任務と権限について次のように述べた。

「ヨーロッパ委員会は、国家ではなく、特別な目的をもつ国際組織 (international institution) であるから、その目的に関して確定規程によって付与された任務だけをもつ。しかし、規程が制約を課していないかぎり、これらの任務を完全に遂行するための権限をもつのである。」Jurisdiction of the European Commission of the Danube, Advisory Opinion, 1927, PCIJ Ser.B, No.14,p.64. トンツィロッチェイが一九二九年に国家だけを国際法の主体であると断定することの誤りを指摘するにいたったのも、このような事情によるものである。一又訳『国際法の基礎理論』前掲書、一六七―一七二頁。

(24) サン・フランシスコ会議でベルギーの代表は、国連の国際的地位について、憲章で次のように規定する修正案を第四委員会第二小委員会に提出した。「憲章の当事国は、設立中の機構が国際的地位に関わる権利とともに、そのような地位をもつこと承認する。」しかし、修正案を審議した委員会は、国連の国際的地位を憲章で定めることを不必要であると判断した。委員会は、憲章規定の全体からみて暗黙裡に決定されるであろうと判断した。United Nations Conference on International Organization (UNCIO), Doc.803, IV/2/A/7, 817. UNCIO, Doc.Vol.13,Docs.873, IV/2/37(2), *ibid.*, pp.654-655. Doc.933, IV/2/A/42(2), *ibid.*, p.710. UNCIO, Doc.1153, IV/12/1, *ibid.*, p.104. 結局、会議では、国連の加盟国の国内における地位に関する第一〇四条と第一〇五条が置かれることになった。

この事情を会議に出席したアメリカ代表団の团长ステティニアス (E. Stettinius, Jr.) 國務長官が作成した『国際連合憲章』サン・フランシスコ会議の成果に関する大統領への報告書は、次のように説明している。

「この条文 (憲章第一〇五条―筆者注) は、この機構の『国際的人格』と呼ばれるものを扱っていない。この問題を検討した委員会は、国際連合がいかなる意味においても超国家的なものであるとの意味合いを避けたかったのである。(中略) 国際的人格に関

するその他のいかなる問題も憲章で述べられる必要はない。実行が必要とする限度の適当な規則の発達をもたらすであろう。」US. State Department, *Charter of the United Nations, Report to the President on the Results of the San Francisco Conference by the Chairman of the United States Delegation, the Secretary of State*, (1945), pp.157-158.

(25) 一九四八年五月一四日にパレスチナのユダヤ人勢力がイスラエル国家の成立を宣言し、これに反発したアラブ諸国が武力介入して、第一次中東戦争になった。国連は、苦心して停戦をもたらし、パレスチナ休戦監視機構 (UNTSO) を設立した。ベルナドット伯爵は、スウェーデンの王室に近い、同国の赤十字社の副総裁であったが、ノルウェーの元外務大臣であったリー (T. H. Lee) 初代事務総長の要請と安全保障理事会の常任理事国国の決定を経て、国連調停官 (UN Mediator on Palestine) に就任していた。伯爵は、パレスチナのアラブ人たちの立場に同情的であったと言われ、暗殺の前日に、アラブ人避難民のパレスチナ帰還と一九四七年一月二九日に国連総会が採択したパレスチナ分割決議 (パレスチナをアラブ人とユダヤ人の地区に分割し、エルサレムを国際化して国連の管理のもとに置くとする) の中で、表決結果は、賛成33、反対13、棄権10であった) を若干アラブ人に有利に手直しするよう勧告する報告書を作成していた。なお、同地では、この事件までにすでに六名の国連要員が殺害されていた。Exposé du Dr. Ivan Kerno, Réparation des Dommages subis au Service des Nations Unies, Annexes aux Procès-Verbaux, Annexes to the Minutes, Séance publique du 7 mars 1949, *Cour Internationale de Justice. Mémoires, Plaidoiries et Documents*, pp.53-54. Wright, Q., Responsibility for Injuries to United Nations Officials, Editorial Comment, *AJIL*, vol.43, (1949), p.97. 暗殺事件の詳細は、以下を参照。United Nations, *Bulletin*, vol.5, No.7, October 1, 1948, pp.756-761.

調停官暗殺のニュースは、同日、パリで開催されていた安全保障理事会に伝えられた。理事会は、翌一八日の第三五八回会合で、「テロリストの犯罪集団の卑劣な行為による調停官の悲劇的な死に深い衝撃を受けた」として、事務総長に対して国連旗を三日間半旗にし、必要な経費を国連の運転基金で賄うことを要請する決議五七 (一九四八) を全会一致で採択した。UN. *Off. Rec. Resolutions and Decisions of the Security Council 1948*, 3rd Year, p.25.

(26) 総会が裁判所に勧告的意見を要請した問題は、次のようなものであった。

「I. 国連の職員 (agent) が職務を遂行中に、国家責任を伴うような状況の下で損害を被った場合に、国連は、一機構として、責任を負うべき法律上または事実上の政府に対して、(a) 国際連合に、(b) 犠牲者または犠牲者を通じて権限をもつ者にもたらされた損

害について正当な賠償を得るために、国際的請求を行う能力をもつか。

Ⅱ. 第一点の(b)について肯定的な回答ができた場合に、国連の行為は、犠牲者が国民である国家のもつ権利とどのように調和されるべきか。」

A/RES/258(III), A/PV.169/03 December 1948, Reparation for Injuries Suffered in the Service of the United Nations, Advisory Opinion, April 11th, 1949, *ICJ Reports 1949, op.cit. supra*, note (3), pp.2-219-175.

(27) *ICJ Reports 1949, Ibid.*, pp.174-188. 裁判所は、国連総会が勧告的意見を求めた本件の問題を最終的に以下のように再構成して判断した。

問題 I (a) : (i) 国連の職員が任務遂行中に加盟国の責任を伴う状況で危害を受けた場合に、国連は、一機構として（以下では省略）国連に生じた損害に関して賠償を得る目的で、事実上または法律上の政府に対する国際請求を提起する能力をもつ（全員一致）。
 (ii) 国連の職員が職務遂行中に加盟国でない国の責任を伴う状況で危害を受けた場合に、国連は、国連に生じた損害に関して賠償を得る目的で、事実上または法律上の政府に対する国際請求を提起する能力をもつ（全員一致）。

問題 I (b) : (i) 国連の職員が任務遂行中に加盟国の責任を伴う状況で危害を受けた場合、国連は、犠牲者または彼を通じて権利をもつ者に生じた損害に関して賠償を得る目的で、事実上または法律上の政府に對する国際請求を提起する能力をもつ（11対4）。
 (ii) 国連の職員が任務遂行中に非加盟国の責任を伴う状況で危害を受けた場合、国連は、犠牲者または彼を通じて権利をもつ者に生じた損害に関して賠償を得る目的で、事実上または法律上の政府に對する国際請求を提起する能力をもつ（11対4）。

問題 II : 国連は、その職員が被った損害のための賠償請求を提起する場合、自らに對する義務の違反のみに基づいて行うことができる。この規則の順守は、通常、国連の行為と職員の国籍国の権利の抵触を防止し、請求の調和をもたらす。さらに、この調和は、それぞれの特別な場合に当てはまる考慮及び国連が個々の国との間で、一般的または各場合に行う合意に基づかなければならない（10対4）。 *Ibid.*, pp.187-188.

(28) *Ibid.*, p.178. 裁判所は、本件における国連の「国際請求を提起する権能」を請求の確定、提示及び解決のために国際法で認められた通常の方法に訴える能力であると見た。そして、その方法として、「国際法によって認められた請求の確定、提出及び解決のために国際法によって認められた通常の方法である抗議、調査の要請、交渉、合意に基づく仲裁裁判または（当裁判所）への付託」を

あげた。*ibid.*, p.177. つまり、国際裁判所に訴訟を提起する能力に限定していなかった。請求権の性質については、議論があるが、権利を実現するために行う請求は、権利と一体のものとしてよいであろう。しかし、侵害された権利の回復のための国際訴訟を提起することを中心とする国際請求を行う能力は、国際法上の行為能力に属するとみななければならない。Mugerwa, *op.cit. supra*, note (2), p.257.

国連に国際請求を提起する能力がなければ、国連が加盟国の国際義務違反によって損害を被った場合に、どのようにして損害賠償を受け得るのか判断できないという裁判所の見解は、一般論としては容認できる。請求権は、本来、権利を侵害されて損害を被った権利主体を保護するためにあり、権利主体の権利とこの権利の侵害から生じた損害に対する請求権は、不可分のものである。請求権の裏付けのない権利は、法的に保護された利益とはいえない。したがって、権利主体、すなわち法人格者は、侵害された権利に関して当然に損害賠償請求権をもつことになる。もともと、損害賠償の直接的請求から訴訟提起までの請求権を具体的に行使する能力は、権利能力の範囲を超えて行為能力に属する。我妻栄、兼子一「請求」、勝本正晃「損害賠償請求権」、末広・田中編、前掲『法律学辞典』第三卷(一九三六)、一四八五—一四八七、一七五五—一七八五頁。

(29) *Ibid.* 裁判所は、これは疑いもなく理論的な意見であり、時には論争を生じさせたが、国連が法人格をもつことが容認されれば、国連が加盟国の負っている義務を利用できる実体であることを意味するとした。裁判所は、この勧告的意見において国連の「国際的人格」(international personality, personalité internationale)と表現し、「国際法人格」(international legal personality, personalité juridique internationale)という表現を用いていないが、その趣旨であることは明らかであるから、勧告的意見を引用する場合以外は「国際法人格」と記すことにする。

(30) *Ibid.* 裁判所は、この点に関して、まず、いずれの法制度においても法主体の性質やその権利の範囲は、同じものではなく、法主体の性質は、社会の必要性に依存するとした。これに関連して、国連の任務や加盟国と機構の関係などについて、次のように述べている。憲章は、この機構をたんなる「共通の目的の達成にあたって諸国の行動を調和するための中心」とすることに満足せず、いくつかの機関を備えさせ、特別な任務を与えている。加盟国と機構の関係を定め、加盟国に機構の活動に対するあらゆる援助を与え、安全保障理事会の決定を履行するよう求めている(第二條五項)。総会には加盟国に勧告する権限を与え、機構には加盟国の領域における法的能力と特権や免除を与えている。加盟国と機構との間の協定の締結についても規定している。実行、とくに機構が当

事者である条約の締結は、機構が加盟国とは違う立場に立ち、加盟国に義務を想起させる任務を負わせている。この機構は、政治的団体、重要な性質の任務を負っている。これらの任務は、国際平和と安全を維持すること、諸国間の友好関係を発展させること、経済的、社会的、文化的または人道的な問題の解決のための国際協力を達成することなど幅広いものである(第一条)。*Ibid.*, pp.178-179.

(31) *Ibid.*, p.178.

(32) *Ibid.*, p.179.

(33) *Ibid.* 裁判所によれば、加盟国は、国連に一定の任務を付随する義務や責任とともに委ねて、これらの任務を効果的に遂行するのに必要な権能を与えていた。

(34) *Ibid.*

(35) *Ibid.*

(36) *Ibid.*, pp.179-180. 裁判所は、このように、国連が職員の職務遂行中に受けた危害に関して、国連自身が損害を被ったとして、賠償を請求することも明確に認めた。裁判所によれば、国連が自己に対する加盟国の義務違反によって損害を被った場合に、国際請求を行う能力を持つことには、疑問の余地はなかった。この損害は、国連自身の利益、行政的組織、財産や資産、擁護者である利益に対する損害について責任を負うべき加盟国に対して国際的請求を行うことが可能であった。

(37) *Ibid.*, p.185. 裁判所は、国際連合の国際法人格が非加盟国に対しても主張できるような「客観的国際人格」であり、国際社会の大多数を構成する多数の国家(50カ国)が、「国際法に従って」このような客観的国際法人格をもつ組織を創設する権限をもっていたとした。しかし、諸国のそのような権限がどのような国際法の規則に基づくかは明らかにしなかった。なお、裁判所は、国連の国際法人格が機構を設立した諸国によって与えられたものであり、国連創設国の意思に基づくものであることを明らかにした。他方で、国連の客観的国際法人格に関しては、非加盟国の意思を無視した。この問題に関する裁判所の説明は、国際法の解釈論というより、むしろ立法論であり、ローターバクトが指摘したように、裁判所による立法とみてよいであろう。Lauterpacht, H., *The Development of International Law by International Court*, Stevens & Sons (1958), pp.45,177. 必ずしも、裁判所の意見は、論理的に一貫せず、説得力を欠くものであったといわざるをえない。

(38) *Ibid.*, pp.181-184.

(39) *Ibid.*, p.184.

(40) *Ibid.* しかし、ハックワース (G.H. Hackworth) 裁判官は、反対意見で国連が職員に被った損害に関して請求を行う黙示的な権限をもつことを否定した。そして、個人的な請求を後援する権限が「必然的な含意」として国連に与えられているという裁判所の結論は、(国際) 裁判所が定めている規則では正当化されないと主張した。裁判官によれば、加盟国が国連に与えた権限は、憲章が加盟国が締結した補足的協定で述べられており、明示されていない権限は、暗黙には含まれなかった。黙示的権限は、明示的権限から生じるのであって、この権限の行使に必要なものに限られるが、そのような必要性は、示されていない。 *Dissenting Opinion by Judge Hackworth, ibid.*, pp.197-198.

(41) *Ibid.*, pp.184, 185-186, 188.